

函館市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項および第5項に規定する監査を次のとおり実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年2月2日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 金澤 浩 幸

函館市監査委員 池 亀 睦 子

1 定期監査

対象部局 企画部，保健福祉部，都市建設部，戸井支所，南茅部支所

2 随時監査（財務監査）

対象工事 市営住宅大川団地1号棟新築主体その他工事

監 査 報 告 書

令和 4 年 (2022 年) 2 月

函 館 市 監 査 委 員

目 次

I 監査の対象部局等	1
II 監査の結果	1
< 定期監査 >	
・ 企画部	2
・ 保健福祉部	4
・ 都市建設部	6
・ 戸井支所	8
・ 南茅部支所	10
< 随時監査（財務監査） >	
・ 市営住宅大川団地1号棟新築主体その他工事	12

I 監査の対象部局等

1 定期監査

対象部局	監査の対象期間	監査の実施期間
企画部	令和3年4月1日から 令和3年7月31日まで	令和3年9月3日から 令和3年12月27日まで
保健福祉部	令和3年4月1日から 令和3年7月31日まで	令和3年9月3日から 令和3年12月27日まで
都市建設部	令和3年4月1日から 令和3年7月31日まで	令和3年9月3日から 令和3年12月27日まで
戸井支所	令和3年4月1日から 令和3年7月31日まで	令和3年9月3日から 令和3年12月27日まで
南茅部支所	令和3年4月1日から 令和3年7月31日まで	令和3年9月3日から 令和3年12月27日まで

2 随時監査（財務監査）

対象工事	監査の実施期間
市営住宅大川団地1号棟新築主体その他工事	令和3年10月25日から 令和3年12月27日まで

※所管部局：都市建設部

II 監査の結果

監査の結果は、次の各監査結果報告書のとおり。

なお、函館市監査基準第21条第1項各号に規定する監査等の着眼点等については同報告書に記載のとおりである。

令和3年度（2021年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

企画部

(2) 対象事務

令和3年（2021年）4月1日から令和3年7月31日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和3年9月3日から令和3年12月27日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(4) 契約事務（函館市多文化共生・国際化推進業務委託契約）

ア 契約の方法および手続は適正か。

イ 契約書，見積書等関係書類および帳簿は确实かつ的確に整備されているか。

ウ 履行の確認は適切に行われているか。

4 監査の結果

監査の対象とした事務は，監査した限りにおいて，いずれも適正に執行されていた。

令和3年度（2021年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

保健福祉部

(2) 対象事務

令和3年（2021年）4月1日から令和3年7月31日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和3年9月3日から令和3年12月27日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込または預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(4) 支出事務（障害者等外出支援事業助成費）

ア 違法，不当または不経済な支出はないか。

イ 支出決定は正当な権限者により行われているか。

ウ 物品等の検査検収は確実に行われているか。

エ 支払時期は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務は，監査した限りにおいて，概ね適正に執行されていた。

令和3年度（2021年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

都市建設部

(2) 対象事務

令和3年（2021年）4月1日から令和3年7月31日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和3年9月3日から令和3年12月27日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(4) 収入事務（建築手数料）

ア 調定額の算定は適正か。また，計算誤りはないか。

イ 調定，減免，納入通知等の手続は適正か。

ウ 滞納状況の把握，記録および督促手続等は適切に行われているか。

4 監査の結果

監査の対象とした事務は，監査した限りにおいて，概ね適正に執行されていた。

令和3年度（2021年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

戸井支所

(2) 対象事務

令和3年（2021年）4月1日から令和3年7月31日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和3年9月3日から令和3年12月27日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込または預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務について、監査した限りにおいて、次のとおり見直しを要する点が見受けられた。

(1) 意見

ア 予算の執行

財産貸付収入において、職員住宅のうち一般住宅の居住者の決定にあたっては、函館市職員住宅管理規則（昭和39年4月1日規則第2号）第7条第5号により「市長の指定する職員4人をもつて構成する機関において選考し、市長が承認する。」とされているが、戸井支所では、規則に定める機関における選考を経ずに居住承認を行っていた。

このことは、事務を執行する際に規則を確認していなかったことが原因であることから、規則にのっとった適正な事務の執行を図られたい。また、現状の事務処理において特段の支障がないのであれば、実態に即した規則の改正についても関係部局と協議するなど検討されたい。

令和3年度（2021年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

南茅部支所

(2) 対象事務

令和3年（2021年）4月1日から令和3年7月31日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和3年9月3日から令和3年12月27日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務について、監査した限りにおいて、次のとおり見直しを要する点が見受けられた。

(1) 意見

ア 予算の執行

財産貸付収入において、職員住宅のうち一般住宅の居住者の決定にあたっては、函館市職員住宅管理規則（昭和39年4月1日規則第2号）第7条第5号により「市長の指定する職員4人をもつて構成する機関において選考し、市長が承認する。」とされているが、南茅部支所では、規則に定める機関における選考を経ずに居住承認を行っていた。

このことは、事務を執行する際に規則を確認していなかったことが原因であることから、規則にのっとった適正な事務の執行を図られたい。また、現状の事務処理において特段の支障がないのであれば、実態に即した規則の改正についても関係部局と協議するなど検討されたい。

令和3年度（2021年度） 随時監査（財務監査）結果報告書

1 監査の対象

- (1) 工事名 市営住宅大川団地1号棟新築主体その他工事
- (2) 工事担当部局 都市建設部
- (3) 予算主管部局 都市建設部
- (4) 契約担当部局 都市建設部

2 監査の期間

令和3年（2021年）10月25日から令和3年12月27日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、上記対象工事が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿、設計図書等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、上記対象工事の財務事務面の監査としての主な着眼点は次のとおり。

(1) 契約事務

- ア 契約の方法および手続は適正か。
- イ 契約書等関係書類および帳簿は确实かつ的確に整備されているか。
- ウ 契約書どおりの履行がなされているか。

4 工事の概要

- (1) 工事場所 函館市大川町14番1のうち
- (2) 工事内容 本体工事 1式
物置工事 1式

	ゴミステーション工事	1式
	屋外階段工事	1式
	植樹工事	1式
	構内舗装工事	1式
	屋外排水工事	1式
	昇降機設備工事	1式
(3) 請負金額 (税込)	594,000,000円	
(4) 請負者	高木組・紀の國建設・曲小小倉木材店・工藤組市営住宅大川団地1号棟新築主体その他工事共同企業体	
(5) 工期	令和2年(2020年)9月14日から令和3年11月15日まで	

5 監査の結果

監査の対象とした工事は、監査した限りにおいて、適正に執行されていた。